



ALPA Japan NEWS

日乗連ニュース

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
JAL 整理解雇対策委員会
〒144-0043
東京都大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2015.6.20 No. 38 - 37

東京高裁・JAL 不当労働行為裁判

完全勝訴!

憲法 28 条は JAL・管財人の不当労働行為を許さず!

JAL が経営破綻した 2010 年、整理解雇を回避するための交渉力強化を目指した日本航空乗員組合 (JFU)、日本航空キャビンクルーユニオン (CCU) のスト権投票に対して、管財人が「スト権を確立したら 3,500 億円を出資しない」という介入発言を行いました。既に東京都都労委から不当労働行為であるとの救済命令が出されていますが、JAL は東京地裁に提訴して昨年 8 月に敗訴、さらに東京高裁に控訴していた裁判の判決が 6 月 18 日に言い渡されました。

東京高裁は、日本国憲法 28 条が勤労者の団結権を保障し、団体交渉その他の団体行動をする権利を保障していることにも言及し、管財人が行った争議権投票への介入という不当労働行為を再び断罪しました。この判決は、会社の不当な介入により、整理解雇回避に向けて労使が対等の立場から妥協点を探るといふ、まともな労使交渉ができていなかったということを変更して明確にしました。また判決は、管財人が虚偽の情報で不当労働行為を働いたことを改めて明確にしました。このことは、不当解雇事件の高裁判決の随所で述べている「裁判所が認可した事業計画に基づき裁判所が選任した管財人による経営判断は合理的」=「管財人の判断に誤りはない」とする論旨が間違いであることを示すものです。

以下、判決文での象徴的な部分を抜粋してご紹介します。

「本件で問題とされた争議権の確立は、労働組合が会社と交渉する際に、会社との対等性を確保するための有力な手段であり、労働組合にとって最も根幹的な権利の一つである。そのような意義を持つ争議権の確立を目指して組合員投票を行うことは、組合の在り方そのものを問う極めて重要な組合活動である」

「日本国憲法 28 条は勤労者の団結権を保障し、団体交渉その他の団体行動をする権利を保障している」
「憲法や労働組合法は、会社の存立自体を危うくする可能性があっても、会社を存続させることを優先させているわけではなく、会社が労働組合の運営を支配しようとしたり、その運営に介入しようとすることは認めない」

「会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかないのであって、そのような妥協を図る方法によることなく、一方的に労働組合の運営に重要な影響を及ぼすようなことを述べるなどして、その運営に介入しようとするのは、労働組合の自主性や独立性を脅かすものであって、労働組合法 7 条 3 号が禁止しているところというべきである」

